

令和 5 年 6 月 13 日現在

機関番号：12701

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2022

課題番号：20K13301

研究課題名（和文）グローバル化時代における国家の中立性：その哲学的基盤と含意の再検討

研究課題名（英文）State Neutrality in the age of globalization: re-evaluating its foundation and implication

研究代表者

米村 幸太郎（Yonemura, Kotaro）

横浜国立大学・大学院国際社会科学研究院・准教授

研究者番号：00585185

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、異なる善き生の構想に対し国家は中立的でなければならないという中立性の要請の理論的根拠を再検討し、グローバル化という現代的状況に対して中立性が有する含意を明らかにすることにあった。中立性と一定の卓越主義との両立を試みているクレイマーの鼓吹的卓越主義を検討した上で、それが抱えている哲学的難点を明らかにし、代替的構想として、セシル・ラポルデの議論を参照しつつ、中立性についての分解アプローチを提示した。これによれば、中立性は実のところ単一の規範的原理というよりも複数の規範的要請の束であり、そうした規範的要請を充足しているならば、卓越主義的政策は許容されると論じた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

リベラリズム自体については、国内外ともに膨大な研究が存在する。だが中立性概念を主題として論じるものは国内にはほぼ存在しないといってよく、本研究はその欠落を埋める意義がある。さらに、芸術やスポーツへの助成のような卓越主義的な政策、喫煙規制のようなバナーナリストティックな政策と、リベラリズムが両立可能なのか、というごく身近な実践的論点にも、本研究関連性を有する。さらに移民政策のようなグローバルな文脈における中立性への含意を考察するものは国際的にも少なく、その意味でこの研究には意義があると考えられる。

研究成果の概要（英文）：Liberalism generally endorses the principle of neutrality, which tells state to be neutral among various conception of the good. The aim of this research is to examine the philosophical basis of this principle and explore its implication. The research examined prior arguments for accommodating the neutrality principle and perfectionism, especially Matthew Kramer's aspirational perfectionism. After careful examination, I found that his liberal perfectionism has several serious difficulties. Rejecting previous arguments, I submitted 'disaggregation approach' for neutrality. According to it, neutrality is not a single principle but a bundle of several normative requirements, such as inclusion, ethical integrity. As a result, you can accept some perfectionistic policies if those requirements are satisfied. In other words, you can endorse liberal neutrality and perfectionism at the same time.

研究分野：法哲学

キーワード：中立性 リベラリズム グローバル化 卓越主義

## 1. 研究開始当初の背景

いかなる生が価値あるものなのかについて人々是对立する見解(「善き生の構想(conceptions of the good life)」)を抱いており、こうした異なる善き生の構想に対し、国家は中立的でなければならない。こうした規範的要請は、法・政治哲学上、「善き生の構想についての国家の中立性の要請」(以下、単に「中立性の要請」と呼ばれてきた。

中立性の要請は、表面上は広く受け入れられてきたと言ってよいし、直観的には妥当に思われる。たとえば、国家が特定の宗教的生のみを価値あるものと位置づけ、他の宗教的实践を禁圧するとか、特定の性的实践を無価値かつ墮落的だとして犯罪化することは、明らかに妥当ではない。いかに生きるべきかについての個人の多様な異なるコミットメントに対し、国家は偏頗することなく中立的たるべし、という一般原理は多くの人が受け入れるであろう。実際、Ronald Dworkin がかつて述べたように、中立性はリベラリズムを決定づける中心原理の一つに数えられてきた(Dworkin, 'Liberalism' in Hampshire, S. (ed.), *Public and Private Morality*, CUP, 1978)。

だが、中立性は捉えがたく、多くの不明確な点がある。中立性とはそもそもいかなることを意味しているのか(定式化問題)。いかなる立法も異なる善き生き方に異なるインパクトを与えてしまう以上、中立的であることは不可能ではないだろうか。こうした帰結を避けて中立性の要請をどのように適切に定式化するか。そもそも、なぜ国家は善き生の構想に対して中立的でなければならないのか(根拠問題)。中立性を正当化根拠は何処に求められるのだろうか。そして、中立性の要請は具体的にどのような含意を持つのか(含意問題)。どのような立法や政策が中立性に違背ないし適合するのか。率直に言って一連の問題をめぐる論者の回答はバラバラであった。含意問題に限っても、同性婚の禁止のような保守的な政策が中立性からむしろ要請される(O'Brien)とするものから、大麻禁止や売春規制が中立性に反するもの(Husak)、果ては大半のリベラルな国家政策が中立性に反する、とする論者も存在する(Gaus)。Gerald Gaus が指摘するように、多くの政治哲学者は「それ[中立性]が何かについてそもそも混乱している」のが現状である。さらに、近年では中立性の要請の意義自体を疑う議論も存在している。この原因は、リベラリズムをめぐる最近の議論が、政治的リベラリズムと卓越主義リベラリズムの対立を主軸している点にある。たとえば卓越主義的リベラリストの Joseph Raz は、中立性を概念的不可可能事として否定し、国家がある程度の卓越主義的政策をとることを肯定する(Raz, J. *The Morality of Freedom*, OUP, 1986)。一方で、近年の政治的リベラリズムはこうしたリベラル卓越主義を中立性の名の下に否定しようとする。だがいずれにせよ、ここで両者が前提としてしまっているのは、中立性が否定する卓越主義的政策とは、芸術への国家補助やタバコの課税のような、どちらかといえば生の細部に関わる間接的諸施策のみだという想定である。そうだとすれば、中立性の是非がもたらす含意とは、結局こうした間接的で若干瑣末的な卓越主義的政策の是非にとどまることになる。かくして中立性の要請は、その概念的輪郭が不明確なまま、その意義が瑣末視されている。だが、グローバル化に伴う社会の多元化の進行は、国家の中立性の要請の哲学的基盤とその含意について、再検討することを要請している。

第1に、グローバル化は中立性の要請に対する再検討の規範的重要性を高めている。グローバル化に伴う人の移動は、社会の多元化、すなわち社会内部の善き生の構想の混在と対立を加速度的に推し進めている。その象徴的ケースとしてデンマークの例があげられる。同国では、2009年に裁判官が宗教的シンボルを身につけることを禁じる立法がなされた。Nils Holtug によれば、同法案は、元々右派がピューリストの反イスラム運動に端を発するものだったが、その際表向きの論拠として持ち出されたのが、国家の中立性であった。国家が多様な宗教に対し中立的でなければならない、よって判事は宗教的装いを控えるべきだと主張されたのである(この事例の哲学的検討として Nils Holtug, 'Nationalism, Secularism and Liberal Neutrality: The Danish Case of Judges and Religious Symbols', *Les ateliers de l'éthique*, 2011)。この法案の適否は措くとしても、上記は、多元的な善の諸構想に対して国家がいかに相対すべきかという問いがグローバル化の中で切迫したものとなっており、その渦中において中立性の要請が実践的に援用され論議されていることを例証する。

第2に、グローバル化は、中立性の要請に対する再検討の理論的重要性も高めている。国家は諸個人の善き生の構想について中立的たるべし、と言うとき、そこで言う「諸個人」とはそもそも誰なのだろうか?それは国民やネーション共同体の成員に限定されるのか否か?この問題は中立性をめぐるこれまでの議論では意識されてこなかった。だが現在のグローバル化した状況では、この問いの重要性は明らかである。ある社会に存在する善き生の構想の主体が、全て均質な「ネーションの一員」や「市民」であるという想定は当然ではないからである。この点は中立性の定式化と根拠の解明に新しい問題を付加するだけでなく、中立性の含意についても考えるべき理論的困難を加える。たとえば中立性が自文化維持のための母語の公用語化を少数者集団に認めるとして、Will Kymlicka が主張したように当該少数者集団が移民集団である場合と伝統的に別個のネーションを形成した少数派の場合では含意が異なるのだろうか?中立性の要請は外国人労働者についてはどのような含意を持つのだろうか。

以上の背景から、次のような学術的問いが改めて重要なものとして浮かび上がる。すなわち、グローバル化した社会において、国家が中立的たるべしという中立性の要請は、宗教、文化など

の多様な善き生の構想に対し、いかに振舞うべきことを意味するのか。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、上述の「研究開始当初の背景」末尾にある大きな問いに答えることにあった。そのために、2つの課題を設定した。第1に、現在のリベラリズムの諸構想の論議にも分け入りつつ、国家の中立性の要請の適切な再定式化を行うことである(課題1)。中立性がリベラリズムの重要な理論的モジュールである以上、いかなる中立性かについての答えは、いかなるリベラリズムかにも当然依存するからである。第2の課題は、適切な中立性の定式化とその背後にあるリベラリズム理論に立脚し、それがグローバル化した社会において持つ含意を解明することにあつた(課題2)。すなわち、宗教、文化などの多様な善き生の構想に対して国家がいかなる政策を採ることを中立性は要請するかを、宗教的免除(exemption)や言語政策といった具体的文脈に即して明らかにすることを目標とした。

## 3. 研究の方法

本研究は、主として現代の分析法理学の関連著作を批判的に精査する文献研究によって進められた。

## 4. 研究成果

研究期間がほぼパンデミックと重なったために、研究発表(とくに国際学会での発表)が大きく出遅れた。研究期間は終了したが、ここで得られた下記の知見は今後学会報告および論文で発表する予定である。

### マシュー・クレイマーの鼓吹的卓越主義

現在のリベラリズムの諸構想の論議にも分け入りつつ、国家の中立性の要請の適切な再定式化を行う(課題1)ために、本研究においては、マシュー・クレイマーの議論を検討した(Kramer, M., *Liberalism with Excellence*, OUP, 2017)。クレイマーの鼓吹的卓越主義(aspirational perfectionism)まさに本研究と同一の問題関心を取り扱っているものであり、参照に値する。本研究では、クレイマーの議論と関連する諸論考を精査し、卓越的リベラリズムのヴァージョンには同意できない部分が多いことを本研究では見出した。

クレイマーは、ジョセフ・ラズのようなタイプのリベラル卓越主義の背後には、統治者の「おせっかいメンタリティ(the quidnunc mentality)」があり、これはあるべき自制の倫理(the ethic of restraint)を踏み越えるものであり、したがって統治者の道徳的インテグリティを損なうとして批判する。その上で、異なった理路から、卓越主義的实践の正当化可能性を論証しようとしている。

その異なった理路とは、個人の自尊の保障に訴えるものである。卓越主義的諸施策は、芸術やスポーツその他の領域で、卓越した偉業の出現を促進する。そして、それらの偉業は、その偉業を成した本人だけではなく、当該社会自体の卓越性(excellence)を高める。さらにクレイマーは、そうした社会自体の卓越性は、その社会のひとりひとりの自尊を高めると主張する。社会の素晴らしさは、その社会の成員全体の正当な自尊を、豊かな高いレベルに保つための必要条件である。自尊は、ロールズの言うところの基本財の1つであり、基本財の保障は正義の要請の一部なのであるから、高い自尊のための条件の保障に資する卓越主義的諸政策も正義の要請の一部であることになる。市民の徳育ではなく一部の天才的偉業の出現に卓越主義的实践の目標を求めつつ、しかし同時に、そうした偉業が、社会の卓越性と個人の自尊という回路を通じて正義の要請の一部でもあることになるのである。しかも、基本財の保障それ自体は、異なる善き生にとって中立的であり、鼓吹的卓越主義はこの点で中立性の要請を満たしていることとなる。

鼓吹的卓越主義は、独創的で興味深い試みであるものの、核心的部分においてクレイマーの議論は、致命的問題を抱えていると本研究では結論づけた。なぜ同胞市民の偉業だけが私の自尊の問題になるのかについての説明が不足していることや(Bird, 2019b)(Stemplowska, 2018)、そもそも人間活動のどこまでの領域の、どのような達成が偉業にカウントされるのかが含めいであること(Bello Hutt, 2019),(Billingham and Taylor, 2018a)も疑問であるし、偉業の出現を促進するために国家の援助や介入がどこまで必要なのかも疑問視しうる。

だが、本研究では、革新的問題点は、次のような点にあると結論づけた。すなわち、クレイマーは単なる自尊ではなく、「高いレベルの正当な自尊」が基本財の保障として必要だとしている。しかしなぜ単なる一定の閾値以上ではなく、「高いレベルの正当な自尊」が必要なのか(Billingham and Taylor, 2018b, pp. 74-5)は論争的である。実際には、現実の自尊の感覚ではなく正当な自尊が重要だと考えることによって、クレイマーにはロールズ的な意味で自身の自尊が基本財であることを示す道は絶たれている。結局クレイマーは、正当な自尊の意義をその倫理的卓越に求めていると本研究では結論づけた。そして、そうした理解から、彼の鼓吹的卓越主義が、最早その基盤において中立的ではなく、むしろ極めて論争的な倫理的卓越、人格的理想についての主張に依拠していることを明らかにした。この点は延期を経て今年度で開催されるIVRJ2023で報告する予定である(How to Reconcile Neutrality with Perfection: On Kramer's Aspirational Perfectionism: abstract がアクセプト済)。

## セシル・ラポルドの分解 (disaggregation) アプローチ

鼓吹的卓越主義にかわる立場として、本研究が手掛かりに依拠したのは、セシル・ラポルドの議論であった (Laborde, C., *Liberalism's Religion* Harvard University Press, 2017)。

彼女の「分解アプローチ」は元来宗教への取り扱いをめぐる文脈で展開されている。ラポルドは、宗教概念をいくつかの異なった次元に解体 (disaggregate) すべきだと指摘する。宗教はより複雑なものであり、宗教のいかなる要素が規範的にレバントであるのかは、文脈によってより仔細に見ていく必要がある。つまり、宗教を「良き生の構想のひとつ」としてのみ見る単純な見解を超えて、より細かく分解 (disaggregate) する必要があるのである。従来、宗教は生の特殊な領域であり、そして特殊な取り扱いを受けるべきものであると考えられてきた。だが、ラポルドの考え方からすれば、宗教は唯一の特殊なものであるわけではない。たしかに宗教は、一定の場合に特別な取り扱いを受けるべきなのかもしれない。しかし、その正当化根拠となるような宗教の特質 (脆弱性、倫理的インテグリティ etc.) は、ひとり宗教のみが有するものではなく、他の非宗教的な構想や信念、アイデンティティにも共有されているものである。

本研究の視座からすると、ラポルドが「分解」しているのは宗教だけではなく、中立性の要請それ自体でもあるという点が重要である。ラポルドの枠組みにあっては、中立性の要請は単一の原理ではなく、公共的正当化、ヴァルネラブルなアイデンティティの尊重、インテグリティの保全といった複数の規範的要請の集まりである。これらの規範的要請は、宗教実践がもちうる複数の要素に対応して適用されうる。これによって、中立性原理はいわば、その「こわばり」から解放されているように思われる。善の構想であるからといって、それが強力な veto を持つわけではなく、それらは重要だがあくまで *pro tanto* な重みを持つ要請の集まりなのである。中立性原理は、ラポルドの枠組みの中では、大きな斧や刀ではなく、一個のツールキットのようなものであることになる。本研究では、このような分解されたツールとしての中立性を、具体的問題へと適用されるべき理論枠組みとして採用すべきだと結論づけた。

その具体的問題のうち、とくにグローバルな文脈における含意、とりわけ、中立性が移民政策について何を言いかを最終年度では検討した。この論点についての先行研究として、家族呼び寄せスキームが中立性に反するとする Laura Ferraciori の議論を批判的に検討した。本研究の中で、妥当な中立性理解として提示した「分解アプローチ」の観点からすれば、家族呼び寄せについては中立性に反しないものと判断できる。中立性原理はリベラリズムの中核的要請とされるものの、移民政策のようなグローバルな文脈における含意を考察するものは少なく、その意味で、この研究には意義があると思う。こちらについても、現在論文を準備中である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 米村幸太郎	4. 巻 第7号
2. 論文標題 「許容できるエゴイズム」を超えて--児玉聡『実践・倫理学』	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法と哲学	6. 最初と最後の頁 224-241
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 KOTARO YONEMURA
2. 発表標題 How to Reconcile Neutrality with Perfection: On Kramer's Aspirational Perfectionism
3. 学会等名 The 2nd IVR Japan International Conference (国際学会)
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------